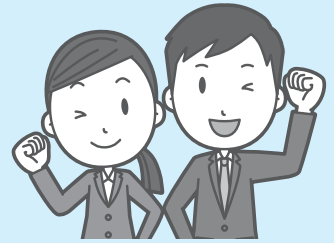


新規採用者の
皆さんへ!

はじめまして 共済組合です!



4月から市町村や一部事務組合の職員となられた皆さんは、共済組合の組合員になります。

共済組合では、組合員とご家族の皆さんの生活の安定と福祉の向上を図るため、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行っています。

共済組合の事業は、ホームページに掲載の「共済のしおり」で案内していますが、年6回発行の「いばらき共済」ではその時期に実施する事業や宿泊補助などのお得な情報を案内しますので、お手元に届きましたら、ぜひご家族と一緒にご覧ください。

なお、これらの共済組合の事業に必要な費用は、組合員の皆さんが負担する「掛金（保険料）」と市町村等が負担する「負担金」によって賄われ、掛金（保険料）は毎月の給料および期末手当等から控除し、負担金と併せて共済組合に払い込まれています。

茨城県市町村職員共済組合の主な取り扱い業務

医療健康課 TEL 029-301-1413

- 組合員資格、被扶養者認定に係る事務
- 医療費の支払い
- 掛金（保険料）、負担金の収納
- 健康増進事業（人間ドック利用助成等）
- 健診事業（がん検診・特定健診等） など

福利厚生課 TEL 029-301-1412

- 福祉事業（貯金・貸付・物資等）
- 福利厚生アウトソーシング事業
- 各種講習会等の開催
- 保養所「大洗鷗松亭」の運営
- 共済愛情保険（生命保険）の取り扱い など

年金課 TEL 029-301-1414

- 年金の算定に関すること
- 年金の相談に関すること など

総務課 TEL 029-301-1411

- 共済組合の経理・庶務に関すること
- 広報紙に関すること など

ホームページのご案内 URL <http://www.iba-kyo.com/>

共済のしおり
共済事業の詳細を
確認できます。

福利厚生アウト
ソーシング事業は
こちらから
ご利用ください。

「いばらき共済」の
最新号と
バックナンバーを
掲載しています。



健康サポートコーナーに
健康情報を掲載しています。
ご覧いただくには
パスワードが必要です。
パスワード : iba-kyo



組合員証が交付されます

新しく組合員になると資格取得の届出により「組合員証」が交付されます。

公務によらないで病気になったり、ケガをしたときは、病院等や保険薬局へ組合員証を提示することで必要な診療を受けることができ、医療費の自己負担が3割(70歳未満)となります。(残りの7割は共済組合が負担します。)

なお、自己負担の額が一定額を超えるときは、共済組合から給付金が支給され、自己負担を軽減します。組合員証は、組合員としての資格を証明するものとなりますので、大切に保管してください。



茨城県市町村職員共済組合	本人	平成29年4月10日交付
組合員証	(組合員)	
記号 1 2 3 4 5 6	番号 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名	共済 太郎	性別 男
生年月日	平成6年6月14日	
資格取得年月日	平成29年4月1日	
発行機関所在地	茨城県水戸市笠原町978番26	
保険者番号	3 2 0 8 0 4 1 8	発行番号
名称	茨城県市町村職員共済組合	1 2 3 4 5 6 7

皆さんの健康と豊かな生活をバックアップします

組合員とご家族の皆さんが、健康で快適な毎日を過ごせるように、さまざまな福祉事業や健康増進事業を行っていますので、ぜひご利用ください。

なお、共済組合の各事業の利用や被扶養者の認定などの申請は、勤務先の共済事務担当課で取り扱いますが、お勤め先により人事課や総務課、職員課など名称が異なります。

保健事業

⇒アウトソーシング事業は4ページ 宿泊助成は22ページ

多種多様な福利厚生サービスを利用できるアウトソーシング事業のほか、宿泊助成事業・各種がん検診等の事業を行っています。

宿泊事業

大洗鷗松亭

⇒詳細は裏表紙・折込チラシ

組合員とご家族の皆さんの保養施設として「大洗鷗松亭」を運営しています。宿泊助成を利用することで、低廉な料金で利用できますので、大洗温泉で心温まるゆったりとした時間をお過ごしください。

貯金事業

共済貯金・年利1.68%

組合員の皆さんが積み立てた貯金を安全第一かつ効率的に運用し、年利1.68%の利息を還元しています。給与控除により毎月定額を積み立てる「定例積立」のほか、ボーナスの支給にあわせて7月と12月には「臨時積立」もできます。払戻しは毎月2回となり、「いばらき共済」の裏表紙に貯金払戻請求書の締切日と送金日を掲載していますのでご確認ください。

貸付事業

貸付利率 2.66% (災害貸付等の一部の貸付を除く)

自動車や家電等の生活必需品の購入に貸付する「普通貸付」や結婚資金などを貸付する「特別貸付」のほか、住宅の新築、修繕等に必要な資金を貸付する「住宅貸付」などがあります。

物資事業

立替利率1.98% 立替限度額300万円

⇒詳細は8ページ

共済組合が契約した自動車販売店(特約店)から自動車を購入した場合、購入代金の一部を共済組合が立替払いし、利用者が給与控除により立替金を共済組合へ償還する制度です。